

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 六）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（条例第六条第一項第一号の人事委員会規則で定める感染症）」を付する。

第三条に見出しとして「（条例第六条第一項第四号の人事委員会規則で定める家畜伝染病）」を付し、同条中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

第四条に見出しとして「（条例第六条第一項第四号の二の人事委員会規則で定める家畜伝染病）」を付する。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条に見出しとして「（条例第九条第二項の人事委員会規則で定める在外公館及び割合）」を付し、同条第一項中「もの」を「在外公館」に改め、同条を第九条とする。

第七条に見出しとして「（条例第六条第二項第十一号の人事委員会規則で定める業務）」を付し、同条中「もの」を「業務」に改め、同条を第八条とする。

第六条に見出しとして「（条例第六条第二項第四号の三の人事委員会が認める業務）」を付し、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして「（条例第六条第一項第六号の人事委員会規則で定める有害物）」を付し、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（条例第六条第一項第四号の三の人事委員会規則で定める業務）

第五条 条例第六条第一項第四号の三の人事委員会規則で定める業務は、豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬、焼却若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の業務とする。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（条例附則第五項の作業に従事した時間）」を付する。

附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務）

3 条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域における新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務

二 前号に掲げる業務に相当すると人事委員会が認める業務

別記様式中「（審）〇審審審）」を「（審）〇審審審）」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第三項の規定は、令和二年二月一日から適用する。